

日本社会心理学会著作権規程

第1条（目的）

この規程は、本会が編集、発行する著作物に掲載される論文等（以下「論文等」とする）の著作権（著作権法第21条から28条に規定されているすべての権利）の取り扱いに関して取り決めることを目的とする。

第2条（著作権の帰属）

論文等に関する著作権は、原則として本会に帰属する。

第3条（著作権の譲渡）

著作権の譲渡について、次の手続きがとられるものとする。

1. 「社会心理学研究」に論文等の掲載が決定した場合、著作者は編集委員会の連絡により本会事務局から送付された著作権譲渡承諾書に速やかに署名し、本会事務局に返送する。
2. 「大会発表論文集」に原稿をウェブ投稿する際は、投稿者が著作権譲渡についてウェブ上で同意の意思表示を行う。

第4条（著作権者の権利）

本会が発行する著作物に掲載された論文等を著作者が本会または他学会への投稿論文の一部にすることに対して、本会は著作権者としての異議申し立てを行わない。

第5条（著作者の権利）

著作者は、事前に本会に届け出を行った上で、本会に投稿した論文等を著作者自身または著作者が所属する組織のホームページに掲載することができる。ただし、掲載に際してはその出典を明記しなければならない。

ただし、著作者が自らの著作物を非私的目的のために利用する場合、それが非営利目的であれば本会の許諾を必要としない。

第6条（著作者人格権）

著作者は、本会に対し、本会に著作権が譲渡された論文等について、著作者人格権は行使しない。

第7条（著作権の利用許諾）

理事会は、第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、常任理事会における審議を経て適当と認められたものについて許可することができる。

附則

- 一．この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二．この規程は、2007年4月8日より施行される。
- 三．この規程は、2018年の一括改訂に伴い2018年8月27日より施行される。